

○白山市共生の街づくり専門委員会設置要綱

平成27年6月1日

告示第158号

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第3条の規定に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、白山市共生の街づくり専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 障害を理由とする差別を解消するための方策
- (2) 前号の方策に係る相談及び紛争の防止等を行う体制の整備に関する事項
- (3) 差別を解消するための事業を提供する体制の確保に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者又は障害者福祉団体の代表者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。